

広島サッカースタジアム条例及び同条例施行規則に定める利用料金の額（上限額）

(1) フィールド及びスタンド

区分			単位	金額	
				平日	土曜日、日曜日又は休日
フィールド及びスタンドの双方を使用する場合	大人	午前		77,350円	92,820円
		午後		103,130円	123,750円
		夜間		77,350円	92,820円
		午前午後又は午後夜間		180,480円	216,570円
		1日		257,830円	309,390円
		超過時間	1時間までごとに	32,220円	38,660円
	小人	午前		38,670円	46,400円
		午後		51,560円	61,870円
		夜間		38,670円	46,400円
		午前午後又は午後夜間		90,240円	108,280円
		1日		128,910円	154,690円
		超過時間	1時間までごとに	16,110円	19,330円
フィールド又はスタンドの一方のみを使用する場合	大人	午前		38,670円	46,400円
		午後		51,560円	61,870円
		夜間		38,670円	46,400円
		午前午後又は午後夜間		90,240円	108,280円
		1日		128,910円	154,690円
		超過時間	1時間までごとに	16,110円	19,330円
	小人	午前		19,330円	23,190円
		午後		25,780円	30,930円
		夜間		19,330円	23,190円
		午前午後又は午後夜間		45,120円	54,140円
		1日		64,450円	77,340円
		超過時間	1時間までごとに	8,050円	9,660円

備考

- 1 使用者がアマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合の金額は、この表に定める額の2倍とする。
- 2 使用者が入場料等を徴収する場合の金額は、この表に定める額（備考の1に規定する場合においては、当該額の2倍の額）に入場料等の総収入額に、100分の10を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）を加算した額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税が課される場合の入場料等の総収入額は、当該総収入額から消費税額及び地方消費税額を控除した額とする。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 4 この表において「小人」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で15歳に達する日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がないものをいう。
- 5 小人及び大人が共同で使用する場合の金額は、大人が使用する場合の金額とする。
- 6 この表において、「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいい、「午前午後」とは午前9時から午後5時までをいい、「午後夜間」とは午後1時から午後9時までをいい、「1日」とは午前9時から午後9時までをいう。

(2) コンコース（専用して使用する場合（スタンドと併せて使用する場合を除く。）に限る。）

1平方メートル1時間までごとに 7円

備考 使用に係る面積が0.01平方メートル未満であるとき、又はその面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てる。

(3) 附属施設

区分	単位	金額
会議室（大）	1室1時間までごとに	2,850円
会議室（中）	1室1時間までごとに	1,170円
会議室（小）	1室1時間までごとに	600円
多目的室（大）	1室1時間までごとに	5,980円
多目的室（小）	1室1時間までごとに	3,080円
特別室（大）	1室1時間までごとに	6,980円
特別室（小）	1室1時間までごとに	2,620円
準特別室（大）	1室1時間までごとに	4,770円
準特別室（中）	1室1時間までごとに	2,060円
準特別室（小）	1室1時間までごとに	1,120円
センサリールーム	1室1時間までごとに	2,120円
ラウンジA	1室1時間までごとに	9,000円
ラウンジB	1室1時間までごとに	33,270円
ラウンジC	1室1時間までごとに	7,800円
ラウンジD	1室1時間までごとに	14,010円
ラウンジE	1室1時間までごとに	6,820円
ラウンジF	1室1時間までごとに	6,060円
厨房	1室1時間までごとに	8,240円
キッズルーム	1室1時間までごとに	4,050円
託児室	1室1時間までごとに	1,930円
案内室	1室1回につき	560円
選手更衣室（大）	1室1回につき	8,450円
選手更衣室（小）	1室1回につき	5,040円
スタッフ更衣室	1室1回につき	1,150円
その他更衣室	1室1回につき	880円
ウォームアップ室	1室1回につき	3,440円
医務室	1室1回につき	1,280円
テレビ放送室	1室1時間までごとに	730円
ラジオ放送室	1室1時間までごとに	470円
駐車場	1台30分までごとに	210円

備考

- 1 駐車場の全部を専用して使用する場合は、1日につき424,660円とする。
- 2 この表において「1回」とは、当該附属施設と併せて使用するスタジアムの施設（その使用に係る金額が時間を単位として定められているもの（駐車場を除く。）に限る。）の使用時間を限度とする継続した使用1回をいう。

(4) 附属設備

区分		単位	金額
照明設備	光度 1	1 時間までごとに	23,470 円
	光度 2		18,770 円
	光度 3		14,080 円
	光度 4		9,380 円
	光度 5		4,690 円
音響設備		1 時間までごとに	20,310 円
大型映像装置 A		1 時間までごとに	15,800 円
大型映像装置 B		1 時間までごとに	9,340 円
帯状映像装置		1 時間までごとに	20,200 円
デジタルサイネージ		1 台 1 時間までごとに	80 円
総合演出設備		1 時間までごとに	23,450 円
中継ケーブル設備	テレビ放送に使用する 場合	1 時間までごとに	5,410 円
	ラジオ放送に使用する 場合	1 時間までごとに	880 円
パークビジョン		1 分までごとに	220 円

備考

- この表において「光度 1」、「光度 2」、「光度 3」、「光度 4」又は「光度 5」とは、同表に掲げる照明設備の光度をそれぞれ 100 パーセント、80 パーセント、60 パーセント、40 パーセント又は 20 パーセントに調整して使用する場合をいう。
- この表において「総合演出設備」とは、同表に掲げる照明設備、音響設備、大型映像装置 A、大型映像装置 B、帯状映像装置及びデジタルサイネージの全部又は一部を連動させ、総合的な演出をするための設備をいう。
- この表に掲げる照明設備をアマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合は、同表に定める額の 5 倍とする。
- この表に掲げる大型映像装置 A、大型映像装置 B 若しくは帯状映像装置（以下「映像装置」という。）又は総合演出設備をアマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合は、同表に定める額の 4 倍とする。
- 映像装置又はこの表に掲げるデジタルサイネージ（以下「映像装置等」という。）を使用して広告を表示する場合は、その使用に係る映像装置等について同表に定める額を合計した額に 1 社又は 1 商品の広告表示ごとに 1 日につき 5 万 3,930 円を加えた額とする。
- 映像装置等をアマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合における備考の 5 の規定の適用については、備考の 5 中「定める額」とあるのは「定める額（映像装置にあつては当該額の 4 倍）」と、「5 万 3,930 円」とあるのは「10 万 6,790 円」とする。
- この表に掲げるパークビジョンを使用して広告を表示する場合は、同表に定める額の 2 倍とする。

(5) 行為の許可

区分	単位	金額
行商、募金、出店、興行その他これらに類する行為をする場合	1平方メートル1日につき	200円
業として写真を撮影する場合	1人1日につき	640円
業として映画を撮影する場合	1日につき	13,200円
貼り紙、貼り札その他の広告物を表示する場合	表示面積1平方メートル1日につき	2,000円

備考 金額が平方メートルを単位として定められている場合において、許可に係る面積が0.01平方メートル未満であるとき、又はその面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てる。